証拠	++	名 称 作成日付	ナミエ物 ビ ひっぱき DD	原本
番号	枝番	作成名義人	立証趣旨及び説明	写し の別
		放送内容反訳書		
1	1	H19.5.27(放送日)		原本
		原告6代理人		
		放送内容反訳書	本件被告発言の内容並びにこれ を含む放送中の被告及びその他	
	2	H19.5.27(放送日)	の出演者の発言内容(甲1の1の	原本
	_	原告6代理人	反訳範囲を拡張し,反訳の誤りを 訂正したもの)	23. 1
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	原告らに対する綱紀調査の開始及びその通知書に別紙として添付さ	
2	1	H19.6.20	れた各懲戒請求書の記載内容(別 紙記載の氏名住所の一部に墨塗	写し
		広島弁護士会会長	りを施した)	
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	2	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	写し
	3	H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	写し
	4	H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	5	H19.6.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	6	6 H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		

		名 称		┏⋆
証拠	枝番		立証趣旨及び説明	原本 写し
番号	IXШ	作成名義人		の別
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	7	H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	8	H19.7.4		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	9	H19.7.11		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	10	H19.7.12		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	11	H19.7.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	12	H19.7.27		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	13	H19.8.3		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	14	H19.8.10		写し
		広島弁護士会会長		

		名 称		
証拠	枝番	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	! 立証趣旨及び説明	原本 写し
番号	似曲	作成名義人	立証極自及び説明	の別
		懲戒に関する調査の開始につ	同上	02/33
		いて(通知)	1-3-1-	
	15	H19.8.20		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	16	H19.8.24		写し
		広島弁護士会会長		
		懲戒に関する調査の開始につ いて(通知)	同上	
	17	H19.8.30		写し
		広島弁護士会会長		
		光事件弁護資料(差戻控訴	本件刑事事件における弁護人の	
3		H19.8.1	主張内容。	原本
		光事件差戾控訴審弁護団		
		光市裁判(書籍)	本件刑事事件の最高裁における 弁護人・検察官の弁論全文が本件	
4		H18.10.7	被告発言の相当以前に公刊され	原本
		年報·死刑廃止編集委員会	ていること及びその内容。	
5	1	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(1)』	被告作成のブログの記載内容。 8月6日報告集会に出席した前後 の被告の本件刑事事件及び刑事 裁判全般に関する認識・主張及び	写し
		H19.8.7	その変化・変遷。	
		被告		
	2	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(2)』	同上	写し
		H19.8.7		70
		被告		
	3	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(3)』	同上	写し
	3	H19.8.10		
		被告		

		名称		- -
証拠	++		<u> </u>	原本
番号	枝番	作成日付	立証趣旨及び説明	写し
		作成名義人		の別
	4	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(4)』	同上	写し
		H19.8.10		
		被告		
	5	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊 急報告集会出席報告(5)』	同上	写し
		H19.8.29		3.5
		被告		
	6	橋下徹のLawyer's EYE 『私が提訴されたことにつきま して』	被告作成のブログの記載内容。 本訴提起を受けてからも,被告が 扇動発言を取り消したり中止を促し たりしていないこと。	写し
		H19.9.7		_
		被告		
	7	橋下徹のLawyer's EYE 『私から皆様へのお願い』	同上	写し
	•	H19.9.7 被告		3.0
	8	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に 懲戒請求された方へ』	被告作成のブログの記載内容。 本訴提起を受けてからも,被告が 扇動発言を取り消したり中止を促し たりしないばかりか,損害賠償責任	写し
		H19.9.7 被告	を負う危険を全面的に否定して, 安易な懲戒請求をさらに助長して いること。	
	9	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に 懲戒請求された方へ』	同上	写し
		H19.9.8		
		被告		

- -

		名 称		
証拠 番号	枝番	作成日付	立証趣旨及び説明	原本写し
ш ,		作成名義人		の別
	10	橋下徹のLawyer's EYE 『9 / 20に提出した答弁書』 H19.9.21 被告	被告作成のブログの記載内容。 本訴における答弁書を広〈公開して,個々の懲戒請求を正当化することによって,さらなる懲戒請求を 心理的に促していること。	写し
	11	橋下徹のLawyer's EYE 『原告ら記者会見について』 H19.9.28 被告	被告作成のブログの記載内容。 自らも懲戒請求をすると宣言することによって,個々の懲戒請求を正 当化し,さらなる懲戒請求を心理 的に促していること。	写し
	12	橋下徹のLawyer's EYE 『説明責任』 H19.9.28 被告	被告作成のブログの記載内容。被告の刑事裁判に対する考え方及び本件刑事事件に関する認識。	写し
	13	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ』 H19.9.30 被告	同上	写し
	14	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ(2)』 H19.10.6 被告	同上	写し
	15	橋下徹のLawyer's EYE 「緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(1)』 H19.11.12付(同10.13ころ作成) 被告	被告作成のブログの記載内容。 原告今枝から懲戒請求者に送付された求釈明書を被告が入手し,被 告が広〈懲戒請求者に対してこれに回答しないよう呼びかけるなど, 懲戒請求者に対して影響力を行使しようとしていること。	写し

- -

証拠	++	名 称 作成日付	수는고#마니: TL 7 (*=\) FB	原本
番号	枝番	作成名義人	立証趣旨及び説明	写し の別
	16	橋下徹のLawyer's EYE 「緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(2)』 H19.11.11付(同10.13ころ作成) 被告	同上	写し
	17	橋下徹のLawyer's EYE 「緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(3)』 H19.11.13付(同10.17ころ作成) 被告		写し
6		たかじんのそこまで言って委員 会 放送エリア H19.9.3 讀賣テレビ放送(株)	本件番組の放送地域を示した番組のホームページを印刷したもの。 本件番組の放送地域。	写し
7		FrontPage - 21人の弁護士に 懲戒請求を求める H19.7.29 不明	H19.7.29時点において存在した原告らに対する懲戒請求を呼びかけ,テンプレートを配布するホームページにおいて,本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
8	1	懲戒請求テンプレート集 H19.7.11 「杉浦憲二」と称する者	H19.7.11の時点において,原告らに対する懲戒請求を呼びかけ,テンプレートを配布するホームページにおいて,本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
	2	懲戒請求書(テンプレート)不明不明	甲8号証の1のホームページで配 布されていたテンプレートの内容。	写し
9		教えて!Goo 山口県光市母 子殺害事件の弁護士への懲 戒請求について H19.8.1	懲戒請求を署名運動のようなものと誤信し,取下げの方法を相談している請求者の投稿と,これに対して被告の本件発言を紹介して「怖気付〈事はない」というアドバイスがされていること。	写し
10		綱紀委員会及び綱紀手続に 関する会規 H16.2.27 広島弁護士会	広島弁護士会における綱紀手続 の内容(『広島弁護士会関係会則 集』から抜粋)。原告らに弁明等の 負担が生じていること。	写し

証拠 番号	枝番	名 称 作成日付 作成名義人	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
11		平成18年度版 刑事弁護実 務(抄本) H18.4.1	刑事弁護人の刑事弁護人の最も 重要な任務は,被疑者・被告人の 権利・利益を擁護することにあると されていること等。	原本
		司法研修所編	C11 C11 a C C 寺。 	

- -